

気象業務法施行規則及び気象測器検定規則の一部を改正する省令案に関するご意見及びそれに対する気象庁の考え方・対応

項目	ご意見	気象庁の考え方・対応	提出意見を踏まえた案の修正の有無
(1) 補完観測に関する確認手続き（施行規則第7条の2（新設））関連	(1) について、法の趣旨に照らして、次の点についても書類に記載すべきである。「保管観測の必要性」「検定に合格していない気象測器を用いる必要性」「本観測の正確な実施に支障を及ぼさないために講じる措置」	ご指摘のありました確認の申請に要する書類への記載に関して、「補完観測の必要性」「本観測の正確な実施に支障を及ぼさないために講じる措置」については、気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第7条の2で「予報業務の適確な遂行に資するための措置」や「補完観測が本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがない旨」を記載した書類を気象庁長官に提出することを規定いたします。また、「検定に合格していない気象測器を用いる必要性」については、気象業務法第9条第2項において、補完観測の要件を満たす場合には検定に合格していない気象測器であっても使用できることを規定していますので、気象庁長官に提出する書類に記載する必要はありません	無

<p>(2) 特定予報業務の許可に関する申請手続き（施行規則第10条）関連</p>	<p>(2) について、添付される計画書については、提出させるだけではその適切な実施を確保することができない。したがって、当該計画書には、当該説明を行った日時・方法・対象者数等の記録の方法に関する記載をさせることとし、気象庁が必要な報告を求めた際に、それら情報が提出されることを確保すべきである。 (原案では「適切に説明を行っていましたが、その証拠はありません」という言い訳が通ってしまう。)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、特定予報業務に関する説明を行ったことを記録し、保存しなければならない旨の規定を設けることといたしました。</p>	<p>有</p>
<p>(3) 特定予報業務に関する説明方法及び説明事項（施行規則第11条の3（新設））関連</p>	<p>(3) について、特定予報業務に関する説明「方法」については法のどの条が省令に委任しているのか。また、特定予報業務を利用しようとする者に対し説明した事項を利用開始後に変更する場合には、その都度説明すべきことを明定すべきである。</p>	<p>特定予報業務に関する説明方法については、改正後の気象業務法（昭和27年法律第165号。以下「法」という。）第19条の3により省令に委任しています。 また、特定予報業務に関する説明について、法第19条の3の「当該特定予報業務を利用しようとする者に対し、その利用に当たつて留意すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を説明しなければならない」は、利用開始前の説明が義務付けられるほか、説明事項に変更があった場合にも説明が求められることを意味しており、条文の修正等はいりません。説明事項等の詳細については、別途公表します。</p>	<p>無</p>
<p>全般について</p>	<p>長年にわたり、気象学では「土砂崩れ」と言う語句は使用せず、土砂災害（山崩れ、がけ崩</p>	<p>現行の気象業務法（昭和27年法律第165号。以下「法」という。）では、「地象」は、(i) 地震、(ii)</p>	<p>無</p>

	<p>れ、土石流等)と言うように指導してきました。</p> <p>これは数々の気象学の書籍にも書いてあり、気象予報士試験でも過去に、土砂崩れでは不正解という問題もあったためです。</p> <p>現在の気象庁 HP にも使用を控える語句として提示されています。</p> <p>今回の法改正ではそのあたりを考慮されているのでしょうか？</p> <p>もしかしたら気象学や気象の表現をよく知らない方が立法されているのではないかと思い、心配になりました。</p>	<p>火山現象並びに (iii) 気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいうものとされており (法第 2 条第 2 項)、この「気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象 (iii)」に該当する具体的な現象は法において規定されていませんでした。</p> <p>改正法の施行に伴って、法第 17 条第 2 項において、「気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象 (iii)」の具体的な現象の一部として、新たに「土砂崩れ」を①崖崩れ、②土石流及び③地滑りの総称として規定したものです。気象庁ホームページの該当ページについては、施行時に修正を行う予定です。</p>	
<p>(6) 現象の予想の方法を変更する場合の事前報告 (施行規則第 50 条) 関連</p>	<p>-----</p> <p>(6) 現象の予想の方法を変更する場合の事前報告 (施行規則第 50 条)</p> <p>法第 17 条第 1 項の許可を受けた者が現象の予想の方法を変更する場合は、当該事由が生じる 30 日前までに報告しなければならないこととする。</p> <p>-----</p> <p>個別の確認となるかもしれませんが、「現象の予想の方法を変更」の範疇が分かりづらいと感じます。省令内に盛り込む必要はございません</p>	<p>現象の予想の方法の変更報告に関する詳細は、別途公表します。</p>	<p>無</p>

	が、計算パラメータや軽微なアルゴリズムの変更も含むのかなど、実際に予報業務を行う際には具体例をご教示いただけますと大変分かりやすいかと存じます。		
--	--	--	--